

2012年5月25日

## **SAAJ** NEWS RELEASE

### 「包括利益の表示に関する会計基準（案）」について意見書を提出

公益社団法人 日本証券アナリスト協会(会長：稲野和利 野村アセットマネジメント取締役会議長)は、2012年4月24日(火)に企業会計基準委員会(以下ASBJ)が公表した企業会計基準公開草案第47号「包括利益の表示に関する会計基準(案)」(以下『公開草案』)について意見書を作成し、5月25日(金)にASBJへ提出しました。

#### 【意見書のポイント】

- ✓ 『公開草案』が、企業会計基準第25号を当面の間は個別財務諸表に適用しないとしている点は、非常に残念である。2010年2月1日にASBJへ提出した意見書で、我々は上場企業に関しては、「個別財務諸表及び連結財務諸表(いずれも四半期財務諸表を含む。)」における包括利益及びその他の包括利益の表示に適用すべき」と考えていると述べた。
- ✓ しかし、2010年6月30日の企業会計基準第25号では、企業会計審議会でも個別財務諸表に関する全般的な議論が開始された状況を踏まえ、第14項で「本会計基準の個別財務諸表への適用については、本会計基準の公表から1年後を目途に判断する」とされた。ところが、個別財務諸表に関する議論が収束せず、判断が遅れているため、財務諸表の本表において連結と個別では表示・形式が大きく異なるという異例な状況が2年近く続いている。
- ✓ 『公開草案』は、企業会計基準第25号の第14項を削除し、新設した第16-2項で「本会計基準は、当面の間、個別財務諸表には適用しない」としている。第14項で「判断する」とした時期から既に1年近くが経過しており、現状を放置できない事情は解る。しかし、「当面の間」とは言え、「個別財務諸表には適用しない」とASBJが明言したのは誠に遺憾である。
- ✓ 『公開草案』の第39-2項、第39-3項によると、単体検討会議の報告書に影響を受けて、ASBJが連結と個別で異なる会計基準の適用を容認したとの印象を受ける。我々は、「当面の間」の一時的な措置が1日も早く解除され、個別財務諸表にも企業会計基準第25号が適用され、連結財務諸表と同じ基準で開示されることを期待している。

企業会計基準公開草案第47号(企業会計基準第25号の改正案)

【添付資料】「包括利益の表示に関する会計基準(案)」について

本件に関するお問い合わせは下記まで

日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：教育第一企画部長 かいます 貝増 眞